

次のとおり、公募により企画提案を募集して、最も優秀な提案をした者を随意契約の相手方の候補者として特定する手続き（公募型企画提案方式）を実施するので公告する。

令和6年4月11日

奈良県知事 山下 真

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度奈良県海外販路拡大プロジェクト事業委託業務

(2) 業務内容

1) ①事前セミナーの企画・実施

フランス現地の市場概況や海外展開におけるノウハウを提供するセミナーを奈良県内にて1回開催する。（講師のオンラインでの参加は可）

②実店舗におけるテストマーケティング実施

フランス・パリの実店舗において、テストマーケティングを実施（出品事業者は10者以上とする。実施期間は、それぞれ1ヶ月間以上行うものとする。）するとともに、ホームページやSNS等の活用により、現地消費者等に対し広く情報発信する。

※商品は、生活雑貨、伝統工芸品等を想定。

③展示会等の視察会の実施

渡航を希望する県内事業者等に対し、現地展示会である Maison&Objet（メゾン・エ・オブジェ）や事業者が視察すべき店舗等の視察を通して、現地ニーズの把握や、売れる商品作り、展示会出展に向けての学びの機会を提供する。

④報告会の企画・実施

テストマーケティングの結果を踏まえた、今後のフランスへの販路開拓・拡大に必要なアドバイスを含む事業全体の報告会として開催する。（講師のオンラインでの参加は可）

○事業執行体制の確立。

○各事業実施に向けた詳細な事業計画書・スケジュールの作成。

○事業終了後の必要とされる処理。

2) 各事業の業務

①事前セミナーの企画・実施

(1) セミナー企画

(2) セミナー実施

②実店舗におけるテストマーケティング実施

(ア) 準備段階

○事業者及び商品の選定について

○商品の発送について

○実店舗の運営

○テストマーケティング実施の広報・周知

(イ) テストマーケティングの運営

○テストマーケティング会場スタッフの配置・運営。

(ウ) テストマーケティング終了後

- 出品事業者へのフィードバックの実施
- 事業報告書の作成
- 商品の事後処理業務

③展示会等の視察会の実施

(ア) 視察会企画

- Maison&Objet 等の視察会の行程企画、移動手段の確保及び費用負担、調整、資料作成等
- 視察会参加事業者が視察すべき店舗等の視察行程企画、移動手段の確保及び費用負担、調整、資料作成等
- 視察会参加事業者や奈良県の今後にとって有益な内容とすること。

(イ) Maison&Objet 視察会実施

- 視察会に参加する者の Maison&Objet の入場券の手配及び費用負担
- 視察会に参加する者の移動手段の確保及び費用負担
- 会場で視察会参加事業者を案内し、質問等がある場合、Maison&Objet 等出展事業者に取り次ぐなど対応すること。
- 視察会参加事業者への事前・事後のレクチャーを行うこと。

(ウ) 視察会参加事業者が視察すべき店舗等の視察会実施

- 視察会参加事業者がフランスで視察すべき店舗等をピックアップし、アポ取り等調整を行い、視察スケジュールを組み、案内すること。
- 視察会に参加する者の移動手段の確保及び費用負担
- 視察先に関しては視察会参加事業者の取り扱う商品や希望に沿って検討し、県と協議のうえ決定すること。

④報告会の企画・実施

(1) 報告会企画

(2) 報告会実施

(3) その他各事業の共通業務

(ア) 現地関係者等との調整

(イ) 現地窓口機能の設置

(ウ) その他、本件事業の業務遂行に関連する業務

1 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

2 委託上限額

金6,820,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 公募型企画提案方式に参加できる者の資格

次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (3) 過去5年間に国又は地方公共団体等と同種類及び同規模以上の契約を締結し、

かつ、これらをすべて誠実に履行していること。

- (4) 国内の事業者にあつては奈良県税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること（更生手続開始の決定を受けた者を除く）。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は、申立てをなされていない者であること。

4 候補者選定における審査の考え方

業務遂行能力、企画提案の内容、見積価格も勘案し、審査を実施する。

5 公募型企画提案説明書、委託業務仕様書の配布

- (1) 配布期間 令和6年4月11日（木）から令和6年4月24日（水）まで
- (2) 配布場所 下記14の問い合わせ先に記載のとおり。
※経営支援課のホームページからもダウンロード可。

6 参加申込書の提出期限、場所、方法

本件公募型企画提案に参加しようとする者は、次により参加申込書を提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和6年4月24日（水） 午後5時まで
- (2) 提出方法 郵送（配達を証明できる方法によること。提出期限必着。）
- (3) 提出先 下記14の問い合わせ先に記載のとおり。

7 企画提案にかかる質問及び回答

- (1) 受付期間 令和6年4月11日（木）から令和6年4月18日（木）正午まで
- (2) 質問方法 質問票（別紙様式3）により、FAXによること。
- (3) 質問先 下記14の問い合わせ先に記載のとおり。
- (4) 回答方法 経営支援課のホームページに回答を掲載し、参加企業宛メールにて通知する。

8 企画提案書の提出期限、場所、方法

- (1) 提出期限 令和6年5月7日（火） 午後5時まで
- (2) 提出方法 郵送（配達を証明できる方法によること。提出期限必着。）
- (3) 提出先 下記14の問い合わせ先に記載のとおり。

9 提案の無効

本件公募型企画提案への参加に必要な資格を有しない者が提出した提案は無効とする。

10 最良の提案をした者の特定方法

令和6年度奈良県海外販路拡大プロジェクト事業委託事業者選定委員会において、あらかじめ定めた評価基準及び方法により審査を行い、候補者を特定する。なお、提案者は、選定委員会においてプレゼンテーションを実施するとともに、質疑にも応答す

ること。

1 1 契約手続き

奈良県は、10により特定した候補者（以下「被特定者」という。）と奈良県契約規則等関係規定に基づき、契約手続きを行う。

1 2 契約の締結

審査の結果、被特定者と契約額、業務中止時の出来高払い等の協議を行い、協議が整った場合に、業務委託契約を締結する。

契約額は、提案された見積書を参考に、最優秀提案者との協議により実施する業務仕様を確定した後に決定するものとし、契約に際しては再度見積書を提出すること。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった者を受託候補者として、同様の手続きを行うこととする。

1 3 契約の不締結

10の候補者特定後、契約締結までの間に、被特定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 被特定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 被特定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1 4 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町 30

奈良県 産業部 経営支援課

「令和6年度奈良県海外販路拡大プロジェクト事業」係あて

電話番号 0742-27-8131 FAX 番号 0742-23-1396

ホームページ URL <https://www.pref.nara.jp/32068.htm>

1 5 その他

- (1) 本件企画提案の参加によって必要な提案書の作成、提出等に要する経費は、提案

者の負担とする。

- (2) 審査結果は、企画提案書を受け付けた事業者に対して書面で通知し、上記14. 問い合わせ先の場所にて、事業者名を伏せた上で令和7年2月28日（金）まで閲覧できる。なお、審査結果に対する一切の異議申し立ては認めない。
- (3) 詳細は、公募型企画提案説明書及び委託業務仕様書による。
- (4) 本件公募型企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

以 上